

2026年合格目標 一級上級学科本科生 開講にあたっての連絡事項

TAC 建築士講座

1. マイページの登録のお願い

必ずTAC WEB SCHOOLマイページ登録をお願いします。TACが提供する学習コンテンツや各種サービスはすべてマイページに集約しております。

受講や学習に関するTACからのお知らせ、講義動画視聴(オンラインライブフォロー・Webフォロー)やデジタル教材・Webミニテスト(毎週の確認テスト)・Webトレーニング(モバイル版 項目別問題集)へのログイン、各種教材・正誤表のダウンロード、質問メールの利用、各種テスト(中間テスト・法規特訓テスト・直前テスト①～③)・公開模試の成績表の閲覧など、すべてマイページ上にて提供いたしますので、日々活用するようにしてください。

TAC WEB SCHOOL マイページ登録		※スマートフォンをお持ちでない方は、 「TAC WEB SCHOOL」でWeb検索ください。
------------------------------	---	---

★重要★ 講義後に、担任：大屋から講義録やメッセージを出す場合があります。
TAC WEB SCHOOL「講座からのお知らせ」に資料PDFをアップしますので
毎週ご確認いただけますと幸いです。

2. オンラインライブフォロー・Web講義の視聴方法

ご登録の学習メディアに関わらず、全員がオンラインライブフォローをご利用いただけます。

【オンラインライブフォロー（新宿校の教室講義を同時配信）】

TAC WEB SCHOOLマイページ「講座からのお知らせ」に掲載の、「上級クラス【オンラインライブ 参加リンク】」の記事に、参加方法や参加のためのリンクを掲載しています。

当日使用する講義資料もPDFでアップしています。事前に講義資料(PDF)をダウンロードし、必要に応じて出力してください。 ※講義資料は、講義前日の金曜日中にアップします。

【Web講義・Webフォロー（いつでも・何度でも視聴可能）】

TAC WEB SCHOOLマイページ「学習をはじめる」から講義視聴ページへ遷移します。

3. 会員証について

TAC校舎を利用する際には、必ず会員証を携帯してください。受講や自習室利用の際には、会員証を机の上に提示する必要があります。会員証をお忘れの場合は、校舎受付にて仮会員証の発行を受けてください。

【教室生】

TACでは講義への出席確認を、会員証に掲載のQRコードスキャンで行っています。皆様の出席状況は、成績管理・合格調査をする際の重要な指標になります。

必ず専用ハンディターミナルにて、各講義回でQRコードスキャンを行ってください(終日出席する場合は、午前コマと午後コマの2回スキャンする必要があります)。一般教育訓練給付制度をご利用の方は、出席8割の要件確認にも当スキャンデータが用いられます。

4. 教材の受け取り方法

【教室生・ビデオブース生】

教室または校舎受付窓口にてお受け取りいただけます。受け取りには会員証の提示が必要です。各教材につきましては、以下の日程以降、校舎でのお受け取りが可能です。

オンラインライブフォロー・Webフォローで視聴される場合は、事前に校舎受付にて会員証を提示のうえ、教材をお受け取りください(郵送はございません)。

【教材配付開始日(予定)】

	テキスト	項目別問題集	年度別問題集	法令集
構造	配付中		配付中	—
法規	配付中		配付中	配付中(追録含む)
計画	配付中		配付中	—
環境・設備	配付中		配付中	—
施工	配付中		配付中	—

※変更の場合は、TAC WEB SCHOOL「講座からのお知らせ」にてご案内いたします。

【オンラインライブ生・Web通信生】

発送日程にしたがって、ご自宅へ郵送させていただきます。

日程表は
こちら



【線引き見本】

TAC WEB SCHOOLマイページ「講座からのお知らせ」にてアップしています。

5. デジタル教材（PDFデータ提供）

デジタルツールを使う方が増えていることを鑑み、テキストについては、紙テキストに加え、PDFデータでも提供することにしました。各科目の新体系テキスト（5冊）について、以下のスケジュールにて、PDFデータでも提供いたします。

【利用方法】TAC WEB SCHOOL

「学習サポート」>「教材」からダウンロードしてください。

【デジタル教材提供開始日】

	提供開始日
構造	すでに提供中 ※ご自身が学習する目的以外での使用・複製・再配付等は禁止します。 著作権違反として法的措置をとらせていただきます。
法規	
計画	
環境・設備	
施工	

6. Webミニテスト（毎週の確認テスト）

毎週講義後に「確認テスト」を実施します。毎週の確認テストで9割の得点がとれるよう、次週の講義までの1週間は「項目別問題集」を使って学習を進めてください。

該当範囲について、「項目別問題集」2～3周することが復習の目安となります。過去問の表面的な理解ではなく、思考のプロセスを意識して過去問を解くようにしてください。

【利用方法】TAC WEB SCHOOL

「学習サポート」>「Webミニテスト」からご利用ください。

7. Webトレーニング（モバイル版 項目別問題集）

「項目別問題集」のモバイル版です。スマホやタブレット端末でも解くことができますので、電車内や休憩中などのスキマ時間を積極的に活用していきましょう。

※計画、環境・設備、施工の網がけの問題（令和7年・令和6年の出題および同一論点の出題）は、Webトレーニングには掲載していません。

【利用方法】TAC WEB SCHOOL

「学習サポート」>「Webトレーニング」からご利用ください。

8. [リトライ用] 各種テスト問題のデータ提供

各種テスト(中間テスト、法規特訓テスト、公開模試、直前テスト①～④)の問題冊子は、リトライ用にTAC WEB SCHOOL「学習サポート」>「教材」にてPDFデータを提供いたします。各自ダウンロード・出力のうえご活用ください。

※解説冊子のPDFデータの提供はありません。

※ご自身が学習する目的以外での使用・複製・再配付等は禁止します。著作権違反として法的措置をとらせていただきます。

9. 教材・テストの正誤表について

教材やテストの正誤表は、随時配付しますが(教室配付・講義視聴ページ「講義録」添付※オンラインライブ生・WEB通信生への郵送はありません)、もれなくチェックしていただくために、TAC WEB SCHOOL「学習サポート」>「正誤情報」も随時確認するようにしてください。正誤関連の情報をすべてPDFデータでアップしています。

10. 質問について

【教室生】

講義の内容、学習の進め方等のご質問について、講義日に直接講師にご質問ください。

【全学習メディア】

TAC WEB SCHOOL「学習サポート」>「質問メール」にて、随時ご質問いただけます。一級学科 各種本科生の方は、上限24回までご質問が可能です(質問1回につき質問一つでお願いいたします)。

【「よくある質問」もチェック】

TAC WEB SCHOOL「学習サポート」>「よくある質問」

テキストの章ごとに分類して掲載しており、「カテゴリ1」にて検索可能です。

一読するだけでも有用ですので、ぜひ活用してください。

11. オンライン自習室 (TAC生無料)

TAC生は、Herazika(ヘラジカ社)が提供しているサービス「オンライン自習室」を無料でご利用いただけます。オンライン自習室ならではの、「やるしかない」仕組み満載のサービスです。毎日の学習習慣のない方は、特に活用するようにしてください。

【利用方法】TAC WEB SCHOOL

マイページトップにある右のバナーをクリック



12. 一般教育訓練給付制度

一般教育訓練給付制度の利用には、TACへの事前申請が必要です。2026年7月に全講義が終わってからの申請は受付しておりませんので、ご注意ください。利用される方は受付窓口で「教育訓練給付制度申請申込書」の記入・提出をお願いします。Web通信生の方は郵送での申請も可能ですので、TACカスタマーセンターへお問い合わせください。

【修了要件】

通学の場合：出席率80%以上&修了試験正答率60%以上

※オンラインライブフォローは、出席としてカウントされません。

通信の場合：添削答案提出率80%以上&修了試験正答率60%以上

【修了試験】

TAC WEB SCHOOL上でのWebテストです。[実施期間]2026年5/25(月)～6/24(水)

TAC WEB SCHOOL 「学習サポート」>「Web答練」から解答していただきます。

13. 本試験の受験申込

本試験の受験手続（願書の取寄せ、提出等）は、必ず皆様ご自身で行っていただきます。TACでは一切代行をしていませんので、日程には、くれぐれもご注意ください。本試験の詳細は、「(公財) 建築技術教育普及センター」へお問い合わせください。

14. 受講ガイドについて

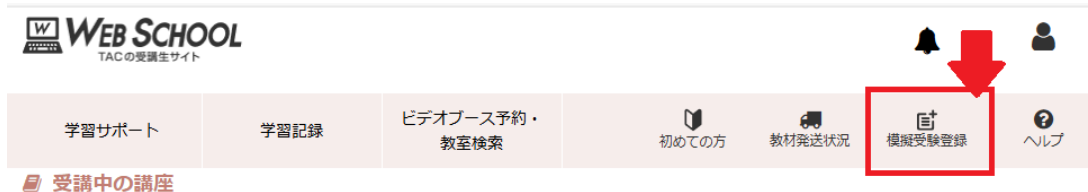
建築士講座・受講ガイドはTAC Web Schoolのマイページ「学習サポート」>「教材」にPDFデータをアップしています。受講上の諸注意事項が掲載されていますので、必ずご一読ください。

15. 公開模試の受験登録手続き

一級上級学科本科生の方は、公開模試(6月)を無料で受験していただけますが、受験登録手続きが必要です(期限内にお手続きをされない場合は受験できません)。教室受験は定員になり次第、受付終了となりますので、早めのお手続きをおすすめいたします。

【お手続き可能期間】2026年5月20日(水)まで

【お手続き方法】TAC WEB SCHOOLマイページ上部「模試受験登録」よりお手続きください。



The screenshot shows the TAC Web School user interface. At the top left is the logo for TAC WEB SCHOOL. Below the logo is a navigation bar with several buttons: '学習サポート', '学習記録', 'ビデオブース予約・教室検索', '初めての方', '教材発送状況', '模試受験登録', and 'ヘルプ'. The '模試受験登録' button is highlighted with a red box, and a red arrow points to it from above. Below the navigation bar is a section titled '受講中の講座'.

16. オンラインスクーリング【Web通信生限定】

約1カ月に1回のペースでオンラインスクーリングを実施しています(Zoom)。実施する時期にあわせて、学習の進め方指南や進捗確認、講義やテストの使い方解説、またやる気がでるようなちょっとしたネタ提供を予定しています。毎回質問会も開催しますので、ぜひご利用ください。ご都合のつく方は、是非リアルタイムでご参加ください。日程や参加方法等の詳細は、TAC WEB SCHOOL のマイページ「講座からのお知らせ」をご確認ください。

回数	日程
第1回	1/28(水) 19:30～
第2回	2/25(水) 19:30～
第3回	3/25(水) 19:30～
第4回	4/22(水) 19:30～
第5回	5/27(水) 19:30～
第6回	6/24(水) 19:30～
第7回	7/20(月祝) 14:30～

※既に終了したものについては、アーカイブ配信動画にてご覧いただけます。

こちらも「講座からのお知らせ」よりご覧ください。

17. 担任：大屋より

この講座は、過去の本試験で80点前後の方向けのカリキュラムであり、問題集をひと通りこなしていることを前提に授業が進んでいきます。よって、まずは法規を、そして構造がスタートするまでに構造の問題集を予習しておく事が重要です。また、学科試験においては、出席率と合格率の多くは比例関係になります。たった4カ月！スケジュール調整を万全にして、開講を迎えましょう！！

あなたの合格が我々の目標です！！一緒に目標に向かって頑張ってください！！

大屋 喜嗣

<重要>個別クラス登録フォーム<本日中にご回答ください>

今後のクラス運営や、個別に成績を記録していく上での参考資料とさせていただきます。

数分で終わる簡単な登録です。必ず本日中にご回答ください。

個別クラス登録
フォーム
【全員必須】



※スマートフォンをお持ちでない方は、
TAC WEB SCHOOL 「講座からのお知らせ」
よりご回答ください。

TAC建築士講座 2026年合格目標 一級建築士 [学科対策] 確認テスト(Webミニテスト) 利用ガイド

TACでは、毎週、確認テストを実施します。

前の週の学習内容を出題しますので、確認テストで9割の得点がとれるよう、復習を徹底してください。

<実施方法>

1. TAC WEB SCHOOLマイページ

「学習サポート」> 「Webミニテスト」から解答してください。

WEB SCHOOL
TACの受講生サイト

学習サポート 学習記録 ビデオブース予約・教室検索 初めの方 教材発送状況 ヘルプ

デジタル教材
教材
Webミニテスト (561人が学習中)
質問メール
よくある質問
正誤情報
講師からのメッセージ
学習サポート一覧
Webトレーニング

2026年目標 建築士講座 26目標 一級総合学科

学習をはじめる
講座変更

2025年9月

学習時間集計 推移

2025年9月15日 - 2025年9月21日

9月の学習時間: 0時間

学習進捗をシェア

2. 解答する回の  をクリックします。

Webミニテスト一覧 操作マニュアルPDF

全体選択

金0/2回 実施済み

すべて閉じる 展開

確認テスト 并漢式比較暗記法 閉じる

0/2回 実施済み

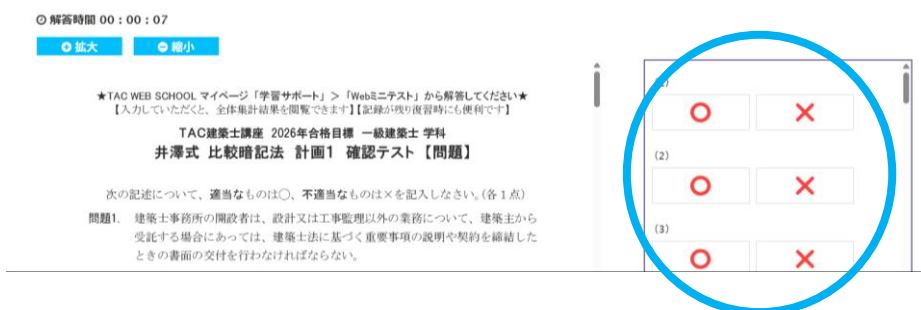
タイトル	公開日	得点
第1回 (計画第1回)		-
第2回 (計画第2回)		-

3. 「問題を解く」をクリックします。

※ トップ > Webミニテスト一覧 > 確認テスト 井澤式比較暗記法 > 第1回 (計画第1回)



4. 解答してください。



全問解答を終えましたら、以下のように進んでください。



5. 以下の画面になりましたら、完了です。

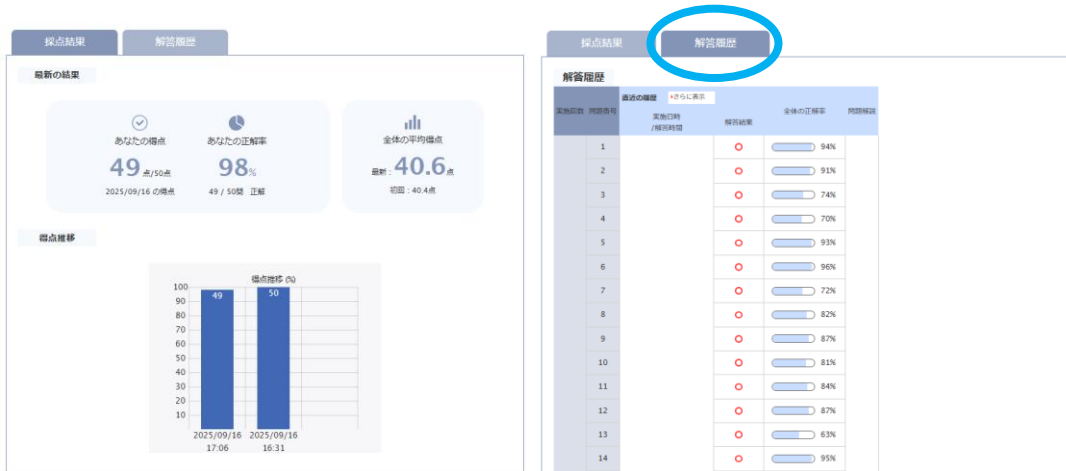
問題と解説は「問題文」「解説文」タブでみることができます。



(補足) 各回トップ画面に、「採点結果」が表示されます。

「採点結果」は日々更新されます(全体の平均点)。

「解答履歴」のタブでは、各問の全体の正答率が確認できます。



<確認テストの有用性>

次ページをご覧ください。

以上

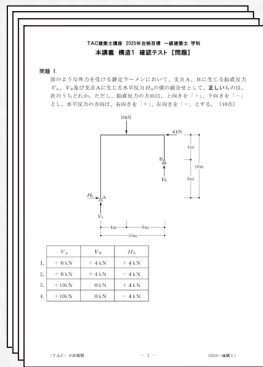
完全復習型の **TAC**が徹底していること

毎週の 確認テスト



- **前の週の学習内容**を、
確認テストでチェック!
- **復習もれがないように徹底!**
=これが**合格の要!**

一 級

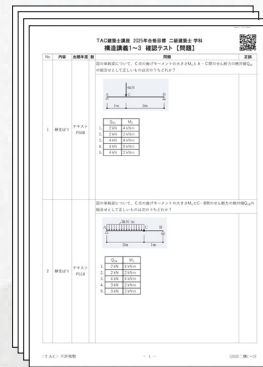


午前コマ (2.5時間)

午後コマ (2.5時間)

確認テスト
(50分+解説20分)

二 級



午前コマ (45分×3回)

確認テスト (50分)

午後コマ (45分×3回)

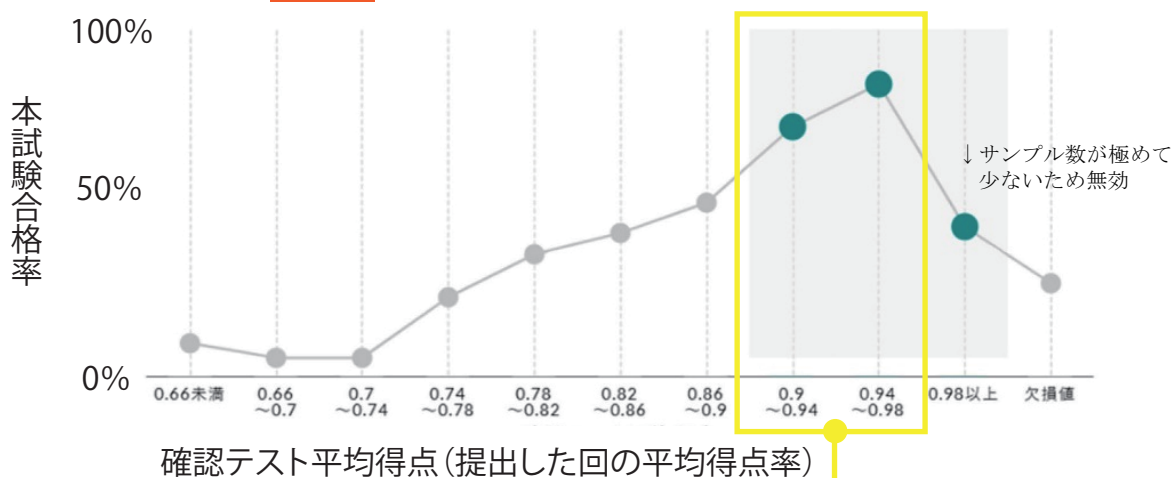
確認テスト (50分)

1週間の成果をチェック! 復習もれを**見逃しません!**

TAC の確認テストの有効性

確認テストの得点率と合格率が比例することは、
過年度受講生のデータから明らかです。
= **復習を徹底するほど**、合格は近づく！

一級 令和6年TAC受講生データ



復習の達成度は、毎週の確認テストでチェック！
9割以上の得点を目指しましょう。
9割得点できなかった場合は、**解き直し必須**。



「確認テスト」を短期の目標に
毎週の講義と問題集を
着実にこなしていけば、
必ず合格がみえてきます。
信じてついてきてください。

2026年合格目標 TAC建築士講座 受講生各位

一級建築士 公開模試 受験登録手續のご案内

TAC建築士講座では、以下の日程で「公開模試」を実施します。以下の対象コースを受講中の方は、「公開模試」がカリキュラムに含まれていますので、「受験登録手續」をしてください。

受験登録手續が未完了の場合、受験できませんのでご注意ください。ただし、Web通信・オンラインライブ通信受講生の方が自宅受験をご希望の場合は、受験登録手續の**必要はございません**。なお、各会場定員となり次第、締切となります。

■対象コース 「総合学科本科生井澤 Plus」、「総合学科本科生」、「学科本科生」、「上級学科本科生」
「15分Web本科生」、「学科直前パック公開模試あり」

■日程

<会場受験> 公開模試について、いずれか1日・1会場を選択してください。

実施日	試験会場
6/20(土)	水道橋校・新宿校・渋谷校・京都校
6/21(日)	札幌校・池袋校・新宿校・渋谷校・八重洲校・立川校・町田校・横浜校・大宮校・津田沼校・名古屋校 梅田校・なんば校・神戸校・広島校・福岡校

- ✓ 開始前に「受験票カード」に受験番号を記載するため、当日は受験番号が確認できるもの（受験番号通知メール）を必ずご準備し、試験会場へお越しください。
- ✓ 当日欠席された場合は、6/22(月)から7/31(金)までの期間に、TAC受付窓口にて問題・解答解説冊子をご請求ください。その際、受験票（会員証）が必要です（郵送でのご請求には応じられません）。WEBで受験登録手續をされた方は「受験番号通知メール」をご用意ください。
- ✓ 各会場定員となり次第、模試受験登録手續は締切とさせていただきます。

試験時間	試験科目
9:30~9:45	試験説明・注意事項
9:45~11:45	学科Ⅰ（計画）・学科Ⅱ（環境・設備）
12:55~14:40	学科Ⅲ（法規）
15:10~17:55	学科Ⅳ（構造）・学科Ⅴ（施工）

<自宅受験>

問題・解答解説発送日	答案提出締切日
6/4(木)	6/24(水)

TAC 必着

- ✓ 答案提出締切日以降にTACに届いた答案は、「答案採点処理」および「成績表の発行（マイページ掲載）」はできません。

■成績発表について

成績表マイページ掲載日
7/3(金) 12:00 予定

- ✓ 成績表の出力および郵送による返却はいたしません。
- ✓ 「TAC WEB SCHOOL」ならびにマイページの利用期間は、7/31(金)までになります。利用期間以降は、ログインできませんのでご注意ください。
- ✓ 「マイページ」の登録方法は、「TAC利用ガイド」または以下をご覧ください。

マイページ登録のご案内 <https://ws.tac-school.co.jp/pages/mypage>

■注意事項

<法令集について>

学科Ⅲ（法規）は「法令集」をご使用いただけます。なお、使用できる「法令集」については、本試験の規定に準じます。ご自身の「法令集」をご持参ください。

WEB 受験登録手續方法は、次ページ以降でご案内します。



666-5100-1024-18

WEB 受験登録手続方法

無料受験の対象となる受講生の皆様は、「TAC WEB SCHOOL マイページ」よりお手続きください。

WEB 受験登録手続期間

※各会場には定員がございます。お早めにお手続きください。

2026年3月2日(月) 12:00 ~ 5月20日(水)

WEB 受験登録手続方法

〈STEP1〉「TAC WEB SCHOOL マイページ」にログイン

〈STEP2〉ページトップ「模試受験登録」より手続サイトへ遷移

WEB 上から受験登録手続ができます！

▼WEB 受験登録手続方法の詳細は

こちらからご確認ください



WEB でのお手続きは **1度限り** となります。登録の際はお間違いのないようご注意ください。
1度登録した後に変更をご希望の場合は、次ページのお手続き方法をご参照の上、
5月20日(水) までに校舎窓口または郵送【TAC 必着】(通信生のみ)にてお手続きください。
5月21日(木)以降の変更手続はできかねますので、ご注意ください。

WEB 受験登録手続後の流れ

①WEB受験登録手続

- TAC WEB SCHOOLマイページより受験登録手続を行ってください
- 手順につきましては上記二次元コードをご確認ください

②登録完了メール受信

- 登録が完了すると、TAC WEB SCHOOLに登録しているメールアドレス宛に登録完了メールが届きます。メールタイトル：「登録が完了しました。」
送信元アドレス：「hprev-kenchiku@tac-school.co.jp」
- 迷惑メールフォルダなどにもメールが届いていない場合は、「TAC WEB SCHOOLプロフィール」問い合わせよりご連絡ください

③受験案内の入手

- TAC WEB SCHOOLより「受験案内」をご確認ください

④受験番号通知 メール受信

- 6月4日(木)に模試の受験番号がメールが届きます。メールタイトル：「受験番号通知」
送信元アドレス：「hprev-kenchiku@tac-school.co.jp」
- WEB上でお手続きされた場合、受験票の発行はございません
- 迷惑メールフォルダなどにもメールが届いていない場合は、「TAC WEB SCHOOLプロフィール」問い合わせよりご連絡ください
- 受験番号は、5月21日(木)以降、模試受験登録サイト内からもご確認いただけます。

⑤模試の受験

- 【会場受験の方】上記④で届いたメール画面が確認できるようご用意の上、登録された会場にお越しください
- 【自宅受験の方】6月4日(木)に教材を発送しますので、「答案提出締切日 (TAC建築士講座必着)」までに同封の返信用封筒にてご返送ください

-----注意事項-----

- 教室講座・ビデオブース講座の方が期限内に「受験登録手続」をされなかった場合、無料受験はできません(資料配付のみとなります)ので、ご注意ください。
 - 各会場とも定員になりましたら、締切とさせていただきます。
 - 「答案提出締切日」以降に答案を提出された場合、成績処理はできません。なお、Web通信・オンラインライブ通信講座の方が「受験登録手続」をされなかった場合は、「問題・解答解説発送日」に問題と解答解説をお送りします。メールによる受験番号通知はございませんが、受験番号は、5月21日(木)以降、模試受験登録サイト内からご確認ください。
- ※「問題・解答解説発送日」「答案提出締切日」等の詳細は1ページ目をご確認ください。

※WEBでのお手続きが困難な方ならびにWEB受験登録手続後に変更をご希望の方は、**5月20日(水)まで**に下記の方法をご参照の上、お手続きください。

■TAC各校窓口でお手続きされる場合

- ① 「公開模試 登録用紙」の「ご希望の受験会場」に○をしてください。その他必要事項を漏れなく記入してください。
- ② 受験登録手続期限までに、現在受講中のコースの「会員証」と記入した「公開模試 登録用紙」をTAC各校窓口にご提出ください。手続き終了後、受験票を発行いたします。

■一度登録した後に変更をご希望の場合(通学生はTAC各校、通信生は郵送でお手続きください)

郵送でのお手続き方法

- ① 「公開模試 登録用紙」の「ご希望の受験会場」に○をしてください。その他必要事項を漏れなく記入してください。定員となり次第、締切となります。
- ② 封筒をご用意の上、表面に「〒101-8383 東京都千代田区神田三崎町 3-2-18 TAC株式会社 申込手続係」と記載し、「**一級建築士公開模試 受験登録手続書類在中**」と朱書きしてください。裏面に「講座名」「氏名」「フリガナ」「会員番号」を記入してください。
※切手代金はお客様負担とさせていただきます。
- ③ 「公開模試 登録用紙」を封筒に入れ、郵送にてお送りください。
※郵送の場合、「公開模試 登録用紙」の提出期限は、TAC必着となりますのでご注意ください。
- ④ 「公開模試 登録用紙」を郵送いただいたから、2週間前後でお手元に受験票が届きます。

【一級建築士 関係法令マスター】

【一級建築士 本講義 法規】

回数	内容	法令集
1	序 法規の学習に当たって	Vol.1
	第1編 建築士法・建設業法	
2	第1節 建築士法	Vol.2 (講義後の確認テストはVol.1も使用)
	第2節 建設業法	
3	第3編 関係法令	
	第1節 都市計画法	
4	第2節 消防法	
	第3節 バリアフリー法	
4	第4節 耐震改修法	
	第5節 住宅品確法	
	第6節 住宅瑕疵担保履行法	
	第7節 長期優良住宅法	
	第8節 景観法	
	第9節 盛土規制法	
	第10節 土砂災害防止法	
	第11節 建築物省エネ法	
	第12節 低炭素化法	
	第13節 建築物衛生法	
第14節 建設リサイクル法		

回数	内容	法令集
1	序 法規の学習に当たって	Vol.1
	第1編 建築士法・建設業法	
2	第1節 建築士法 第1回・第2回	
	第2節 建設業法	
2	第2編 建築基準法	
	第1節 用語の定義	
3	第2節 確認申請等の手続き規定	
	第3節 防火関係規定	
4	1. 防火関係用語	
	2. 大規模の建築物・特殊建築物の耐火性能	
	3. 防火地域・準防火地域内の規制	
	4. 防火区画	
4	第4節 避難関係規定	
	1. 直通階段等	
5	2. 避難階段・特別避難階段等	
	3. 排煙設備・非常用の照明装置・非常用の進入口等	
	第5節 内装制限等	
	1. 内装制限 第3回・第4回	
	2. 避難安全検証法	
6	3. 耐火性能検証法・防火区画検証法	
	第6節 一般構造規定	
	1. 採光	
	2. 換気	
	3. 石綿等の飛散・発散に対する衛生上の措置	
	4. その他	
	5. 階段	
	第7節 建築設備・その他	
	1. 建築設備	
	2. 単体規定 その他	
7	第8節 構造強度	
	1. 構造方法	
	2. 仕様規定	
	3. 構造計算	
	4. 荷重及び外力、許容応力度、材料強度	
7	5. 構造計算適合性判定	
	第9節 都市計画区域等における制限	
8	1. 道路関係の規定	
	2. 用途制限	
	3. 容積率・建蔽率	
	4. 低層住居専用地域等内の制限	
	5. 建築審査会	
9	6. 斜線制限	
	7. 日影規制	
	8. 補助的地域地区の制限 第5回	
	9. 地区計画等の区域	
10	第10節 建築協定	
	第11節 雑則	
	第12節 既存不適格建築物・用途変更	
	第13節 罰則	
11	第3編 関係法令	
	第1節 都市計画法	
12	第2節 消防法	
	第3節 バリアフリー法	
	第4節 耐震改修法	
	第5節 住宅品確法	
	第6節 住宅瑕疵担保履行法	
	第7節 長期優良住宅法	
	第8節 景観法	
	第9節 盛土規制法	
	第10節 土砂災害防止法	
	第11節 建築物省エネ法	
	第12節 低炭素化法	
	第13節 建築物衛生法	
	第14節 建設リサイクル法	

TAC建築士講座 2026年合格目標 一級上級学科本科生

上級講義 法規1回

次の記述について、正しいものは○、誤っているものは×を記入しなさい。

〔建築士法〕

< Stage 1 >

- 問題 1. 工事監理受託契約の当事者は、延べ面積が300㎡の建築物に係る工事監理受託契約の締結に際して、工事監理の実施の状況に関する報告の方法や、工事監理に従事する建築士の氏名等を記載した書面を相互に交付しなければならない。
- 問題 2. 鉄骨造、高さ16mの事務所の新築工事で、事務所の用途に供する部分の床面積が300㎡、自動車車庫の用途に供する部分の床面積が75㎡のものの設計及び工事監理は、一級建築士でなければしてはならない。
- 問題 3. 延べ面積500㎡、高さ14mの木造の地上4階建ての共同住宅の新築については、一級建築士事務所の管理建築士の監督の下に、当該建築士事務所に属する二級建築士が工事監理をすることができる。
- 問題 4. 二級建築士であっても、一級建築士を使用する者で所定の条件に該当する場合は、一級建築士事務所の開設者となることができる。

< Stage 2 >

- 問題 5. 建築士事務所の開設者は、設計又は工事監理以外の業務について、建築主から受託する場合にあっては、建築士法に基づく重要事項の説明や契約を締結したときの書面の交付を行わなければならない。
- 問題 6. 建築士事務所の開設者の破産手続開始の決定があったとき、建築士事務所の開設者は、その日から30日以内に、その旨を当該建築士事務所に係る登録をした都道府県知事に届け出なければならない。
- 問題 7. 建築士事務所の開設者は、建築士事務所に属する建築士の氏名に変更があったときは、30日以内に、その建築士事務所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。(ただし、指定事務所登録機関の指定は考慮しないものとする。)



問題 8. 建築士事務所の開設者は、延べ面積が300㎡を超える建築物の新築工事に係る設計の業務については、委託者の許諾を得た場合においても、一括して他の建築士事務所の開設者に委託してはならない。

< Stage 3 >

問題 9. 建築士事務所につき管理建築士が死亡し、後任の管理建築士が選任されない場合においては、都道府県知事は、当該建築士事務所の開設者に対し、管理建築士が選任されるまでの間当該建築士事務所の閉鎖を命じなければならない。

問題10. 建築士事務所に属する建築士が、その業務における建築基準法の違反行為によって免許を取り消された場合、当該建築士事務所の開設者に課せられる処分は、「戒告」又は「1年以内の事務所の閉鎖命令」のいずれかである。

問題11. 一級建築士が虚偽又は不正の事実に基づいて免許を受けたことが判明したときは、国土交通大臣は、中央建築士審査会の同意を得たうえで、免許を取り消さなければならない。

問題12. 工事監理を行う建築士は、工事が設計図書のとおりを実施されていないと認めるときは、直ちに、工事施工者に対して、その旨を指摘し、当該工事を設計図書のとおりを実施するよう求め、当該工事施工者がこれに従わないときは、その旨を建築主事等に報告しなければならない。

< Stage 4 >

問題13. 構造設計一級建築士が構造設計を行い、その構造設計図書に構造設計一級建築士である旨の表示をした場合であっても、建築物の用途、構造、規模によっては、構造計算によって建築物の安全性を確かめた旨の証明書を設計の委託者に交付しなければならない場合がある。

問題14. 構造設計一級建築士の関与が義務付けられた建築物の工事監理については、構造設計一級建築士以外の一級建築士であっても行うことができる。

問題15. 建築士事務所の業務に関する設計図書の保存をしなかった者や、設計等を委託しようとする者の求めに応じて建築士事務所の業務の実績を記載した書類を閲覧させなかった者は、10万円以下の過料に処される。

問題16. 既存建築物の大規模の修繕に係る構造設計については、建築物の規模や修繕の内容にかかわらず、構造設計一級建築士の関与は義務づけられていない。

< Stage 5 >

問題17. 建築士事務所の開設者に帳簿及び図書の保存が義務付けられる対象となる建築物は、確認済証の交付を受けることが必要とされる建築物に限られている。

問題18. 構造設計一級建築士は、建築士事務所に属さず、教育に関する業務を行っている場合であっても、構造設計一級建築士定期講習を受けなければならない。

問題19. 一級建築士定期講習を受けたことがない一級建築士は、一級建築士の免許を受けた日の次の年度の開始の日から起算して3年を超えた日以降に建築士事務所に所属した場合には、所属した日から3年以内に一級建築士定期講習を受けなければならない。

問題20. 建築士でないにもかかわらず、確認の申請の際に一級建築士を詐称した場合には、当該者は罰則の適用の対象とはなるものの、懲戒処分の対象とはならない。

〔建設業法〕

< Stage 6 >

問題21. 建設工事の請負契約の当事者は、契約の締結に際して、原則として、工事内容、請負代金の額、工事着手の時期及び工事完成の時期、請負代金の支払いの時期及び方法、契約に関する紛争の解決方法、その他所定の事項について書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

問題22. 建設工事の元請負人は、請け負った共同住宅の新築工事については、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合においては、一括して他人に請け負わせることができる。

問題23. 請負人は、その請け負った建設工事の施工について、工事監理を行う建築士から工事を設計図書のとおりを実施するよう求められた場合において、これに従わない理由があるときは、直ちに、注文者に対して、その理由を報告しなければならない。

問題24. 建設業者は、発注者から請負代金の額が8,000万円の事務所の建築一式工事を請け負った場合、当該工事を施工するときは、当該工事現場に置く主任技術者又は監理技術者を専任の者としなくてよい。

TAC建築士講座 2026年合格目標 一級上級学科本科生

上級講義 法規1回【解説】

〔建築士法〕

< Stage 1 >

- 問題 1. 誤り。士法22条の3の3第1項により、延べ面積が300㎡を超える建築物の新築に係る工事監理受託契約の当事者は、所定の事項について書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならないが、設問は300㎡以下なので士法24条の8により、交付（一方向）でよい。
- 問題 2. 正しい。士法3条三号により、鉄骨造で延べ面積が300㎡を超える建築物の設計又は工事監理は、一級建築士でなければしてはならない。設問は、延べ面積が375㎡（300㎡+75㎡）であるため、これに該当する。なお、「延べ面積」とは、士法2条10項により建築基準法92条に基づく令2条1項四号により、建築物の各階の床面積の合計による。なお、同号ただし書の、自動車車庫の部分を延べ面積の1/5を限度として算入しないとする規定は、法52条1項に規定する「容積率の算定の基礎となる延べ面積」を算定する場合に限られており、設問は該当しない。
- 問題 3. 誤り。士法3条1項により、一級建築士でなければ、その設計又は工事監理をしてはならない建築物が規定されており、当該建築物の工事監理は、一級建築士の管理建築士の監督の下にあっても、一級建築士でなければすることができない。設問の建築物は、同条1項二号に該当する。
- 問題 4. 正しい。士法23条1項により、自らが建築士でなくとも、建築士を使用することによって「設計等」を業とする建築士事務所の登録ができる。したがって、二級建築士であっても一級建築士を使用する者で所定の条件に該当すれば、一級建築士事務所の開設者となることができる。

< Stage 2 >

- 問題 5. 誤り。士法24条の7第1項及び士法24条の8第1項により、建築士事務所の開設者は、設計又は工事監理の業務について、建築主から受託する場合の重要事項の説明や受託契約時の書面の交付について定められているが、「設計又は工事監理以外」の業務についての定めはない。これは、士法22条の3の3による延べ面積が300㎡を超える建築物に係る受託契約においても同様である。



- 問題 6.** 誤り。士法23条の7第三号により、建築士事務所の開設者の破産手続開始の決定があったとき、その日から30日以内に、その旨を当該建築士事務所に係る登録をした都道府県知事に届け出なければならないが、届け出を行うのは建築士事務所の開設者ではなく、その破産管財人である。
- 問題 7.** 誤り。士法23条の5第1項及び2項により、建築士事務所の開設者は、士法23条の2第四号（管理建築士）に変更があった場合は2週間以内に、同条五号（所属建築士）に変更があったときは3月以内に、その建築士事務所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。30日以内ではなく3月以内である。建築士としての届出を規定した士法5条の2第1項及び2項の「30日以内」と間違い易いので要注意。
- 問題 8.** 正しい。士法24条の3第2項により、建築士事務所の開設者は、委託者の許諾を得た場合においても、委託を受けた設計又は工事監理のうち、延べ面積が300㎡を超える建築物の新築工事に係る業務については、それぞれ一括して他の建築士事務所の開設者に委託してはならない。

< Stage 3 >

- 問題 9.** 誤り。管理建築士が死亡し、後任の管理建築士が選任されない場合、士法26条1項二号により、管理建築士を欠くことになり、士法23条の4第1項十号に該当するため、都道府県知事は、当該建築士事務所の登録を取り消さなければならない。
- 問題10.** 誤り。士法26条2項五号により、建築士事務所に属する建築士が、その業務として行った行為を理由として、同法10条1項の懲戒処分を受けた場合、都道府県知事は、当該建築士事務所の開設者に対し、「戒告し」若しくは「1年以内の期間を定めて事務所の閉鎖を命じ」又は「事務所の登録を取り消す」ことができる。処分には「事務所の登録を取り消す」こともある。
- 問題11.** 誤り。士法9条1項四号により、国土交通大臣は、その免許を受けた一級建築士が虚偽又は不正の事実に基づいて免許を受けたことが判明したときは、当該一級建築士の免許を取り消さなければならない。この際、中央建築士審査会の同意は必要ない。なお、士法10条4項により、同条1項の一号（建築関係法令違反）、二号（不誠実行為）により業務停止、免許取消の懲戒処分をする場合は、中央建築士審査会の同意が必要である。
- 問題12.** 誤り。士法18条3項により、建築士は、工事監理を行う場合に、工事が設計図書のとおりを実施されていないと認めるときは、直ちに工事施工者に対して、その旨を指摘し、工事を設計図書のとおりを実施するよう求め、工事施工者がこれに従わないときは、その旨を建築主に報告しなければならない。

建築主事等ではない。

< Stage 4 >

- 問題13. 正しい。** 士法20条2項により、建築士は、構造計算によって建築物の安全性を確かめた場合、遅滞なく、その旨の証明書（構造安全証明書）を設計の委託者に交付しなければならない。ただし、士法20条の2第1項又は2項により、構造設計一級建築士の関与が義務付けられている場合は、この限りでない。したがって、構造設計一級建築士の関与が義務付けられていない用途、構造、規模の建築物については、たとえ構造設計一級建築士が構造設計をし、その旨の表示をしたとしても、設計の委託者に証明書を交付しなければならない。
- 問題14. 正しい。** 士法20条の2により、構造設計一級建築士の関与が義務付けられているのは、一定の建築物の構造設計のみであり、工事監理は義務付けられていない。
- 問題15. 誤り。** 建築士事務所の開設者は、士法24条の4第2項の業務に関する設計図書の保存義務、士法24条の6の業務の実績等を記載した書類の閲覧義務に違反した場合、士法40条十二号及び十四号に該当し、30万円以下の罰金刑に処される。
- 問題16. 誤り。** 士法20条の2第1項により、構造設計一級建築士の関与が義務付けられるのは、①士法3条1項に規定する一級建築士の設計が必要なもので、かつ、②建築基準法20条一号又は二号に該当する建築物の構造設計である。①及び②の要件に該当する建築物の用途や規模、構造の建築物については、大規模の修繕に係る構造設計についても構造設計一級建築士の関与が義務付けられる。

< Stage 5 >

- 問題17. 誤り。** 士法24条の4第1項及び2項により、建築士事務所の開設者は、その建築士事務所の業務に関する帳簿及び図書を保存しなければならない。この対象は、確認済証の交付を受けることが必要な建築物に限られていない。
- 問題18. 正しい。** 士法22条の2第一号及び第四号並びに法別表2により、建築士事務所に所属する一級建築士は、同表(1)項の講習を受講しなければならない。構造設計一級建築士は、建築士事務所に所属しなくとも、同表(4)項の講習を受講しなければならない。したがって、建築士事務所に属さない構造設計一級建築士でも、構造設計一級建築士定期講習は受けなければならない。

- 問題19. 誤り。所属した日から3年以内ではない。士法22条の2、同法規則17条の36及び17条の37第1項の表1号により、一級建築士試験に合格した年度の翌年度の開始の日(4月1日)から「3年以内に建築士事務所に所属した一級建築士」は、合格した年度の翌年度の開始の日から3年以内に「一級建築士定期講習」を受けなければならないが、同表1号ロにより、一級建築士試験に合格した年度の翌年度の開始の日から「3年を超えた日以降に建築士事務所に所属した一級建築士」の場合は、遅滞なく「一級建築士定期講習」を受けなければならない。
- 問題20. 正しい。士法37条1項一号による罰則の規定を受けるが、同法10条はその免許を受けた一級建築士又は二級建築士若しくは木造建築士に適用されるため、建築士でないものは、懲戒処分の対象とはならない。

〔建設業法〕

< Stage 6 >

- 問題21. 正しい。建設業法19条1項により、建設工事の請負契約の当事者は、契約の締結に際して、原則として、同項各号に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。設問の記載事項は、工事内容(一号)、請負代金の額(二号)、工事着手の時期及び工事完成の時期(三号)、請負代金の支払いの時期及び方法(五号)、契約に関する紛争の解決方法(十五号)に規定されている。
- 問題22. 誤り。建設業法22条3項及び同法令6条の4により、建設業者は、原則として、請け負った建設工事を一括して他人に請け負わせてはならないが、共同住宅の新築以外の建設工事で、元請負人があらかじめ発注者の書面による承諾を得たときは、一括して下請けに出すことができる。共同住宅の新築工事については一括して他人に請け負わせることはできない。
- 問題23. 正しい。建設業法23条の2により、請負人は、その請け負った建設工事の施工について建築士から工事を設計図書のとおりを実施するよう求められた場合において、これに従わない理由があるときは、直ちに、注文者に対して、その理由を報告しなければならない。
- 問題24. 正しい。建設業法26条3項により、公共性のある施設等又は多数の者が利用する施設等に関する重要な建設工事で同法令27条で定めるものについては、主任技術者又は監理技術者は、原則として、工事現場ごとに、専任の者でなければならない。設問の事務所は、同法令27条1項三号ヲに該当するが、同項本文かつこ書により請負代金の額が4,500万円(建築一式工事で9,000万円)以上ではないため、専任の者としなくてよい。